

## 新潟市特定非営利活動促進法の施行に係る情報通信技術の利用等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年新潟市条例第3号。以下「条例」という。）及び新潟市特定非営利活動促進法施行細則（平成24年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）において情報通信技術を利用する方法等により行う手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (公衆の縦覧)

第2条 条例第2条第6項の公衆の縦覧は、規則第26条第5項の規定により内閣府が指定する電子情報処理組織（以下「NPO法人ポータルサイト」という。）を利用する方法により行うものとする。ただし、NPO法人ポータルサイト利用開始前（令和5年8月31日以前のものに限る。）の手続等に係る書類については、市民生活部市民協働課で行う。

### (事業報告書等の公開)

第3条 条例第10条第1項の閲覧及び謄写は、規則第26条第5項の規定により、NPO法人ポータルサイトを利用する方法により行うものとする。ただし、NPO法人ポータルサイト利用開始前（令和5年8月31日以前のものに限る。）の手続等に係る書類については、総務部総務課市政情報室で行う。

### (市長の定める期間)

第4条 規則第26条第4項に定める期間は、2週間以内とする。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。